



Title	大規模稲作地帯における集落構造の特質
Author(s)	柳村, 俊介
Description	研究ノート
Citation	農業経営研究, 12, 129-145
Issue Date	1986-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/36425
Type	departmental bulletin paper
File Information	12_129-146.pdf



大規模稲作地帯における集落構造の特質

柳 村 俊 介

1. 課題と研究対象
 2. 集落組織の概要
 3. 行政組織の末端単位としての集落
 4. 農協組織の末端単位としての集落
 5. 集落構造の特質
- むすび ―― 今後の研究課題の所在 ――

1. 課題と研究対象

1) 課題設定

本稿は「大規模稲作地帯における集落の構造と生産組織」という研究課題への取り組みの中間報告であり、北海道空知郡北村を対象とした調査研究の前段部分をなす。われわれは水田利用再編対策開始後3年目にあたる1980年から北村に関する継続的な調査研究を積み重ねてきた。その間5年余りの歳月が経過する中で、北村の稲作経営にもいくつかの変化が生じてきている。その1つとして稲作経営の生産組織化に関する次のような変化があげられる。

第1に、1980年時点での調査と比較して、米麦作を中心とした生産組織における機械・施設の大型化が格段に進んだ。従来の装備状況は、多くの場合自脱型コンバインや30石クラスの循環式乾燥機等、機種選定に関しては個別機械化と対比してもかわりのない水準にあった。しかるに、近年普通型コンバインや10 t以上の乾燥機、予乾施設等の大型機種の導入が進み、個別機械化の装備状況とは質的な隔りを示すようになった。

第2に、稲作を中心とする農家経済が「米価据置」や連続的な冷害凶作等を理由に悪化したことや転作小麦の連作障害の発生といった問題を背景に、野菜・ビートを取り入れた新たな水田土地利用のあり方を模索しようとする志向が強まった。野菜・ビートの取り組みは多くの場合地区的な生産組織化を伴っており、従来の米

麦を中心としたものとは異なる生産組織が形成されつつある。

第3に、野菜・ビートの生産組織は既存の米麦の生産組織と密接な関連をもちながら形成されているケースが多い。また、麦の作業受託体制確立を目的としたライスセンター間の連携や蔬菜生産組合の形成が農協単位で図られるという動きも生じつつある。つまり、生産組織間の関係を問題としなければならない状況となってきたわけである。

このような生産組織をめぐる諸変化は、生産組織への加入・非加入を通じ農家結合関係を当然に変貌させる。このことが集落と生産組織との間の機能的関係をいかなるものにしているのか。すなわち両者の矛盾関係と依存関係がどのような局面で発生しているのか、その中に水田土地利用高度化の契機は含まれているのか——これがわれわれの当面する研究の課題である。

本稿では、かような研究課題を念頭に、北村における集落構造の特質を把握することに課題を限定する。ここでいう集落構造とは集落の内部構造にとどまらず、地域社会を構成する外部諸組織との相互関係を含んだものであり、集落を地域社会の構成要素として機構的に理解するという視角に立っている。その意図は、多面的な内容をもつ集落機能は内部構造要因によってのみ発揮されるものではなく、外部諸組織との相互関係の中で発揮されるものと考えられるからである。具体的には、集落内部の組織体制と運営についての概要をみた上で、行政当局および農協との接点の態様を軸に外部諸組織との相互関係を分析する。その上で北村における集落構造の特質を総括的に整理し、今後生産組織と集落の機能的関係を分析していく上での手懸りを探る。

2) 研究対象

分析は1985年8月に実施した集落調査結果および役場・農協を始めとする外部諸組織での補足調査に基づいて行なう。集落調査の対象は北村内に存在する61の「部落会」のうち非農家のみで構成されている3部落会を除いた58部落会の代表者（部落長）である。58部落会は当然ながら世帯数、人口、稲作経営等の諸点について個別差を含んでいるが、以下の分析においてはさしあたり北村における平均的な集落を念頭におき、各部落会の共通的側面の把握に重点をおいた。なお、集落調査にあたっては、北大農業経営学教室所属のメンバーに加え、北村内の若手経営主を中心とする約10名の調査協力員が実際の調査活動を担当している。

次に、行論に関連する範囲で北村の農業概況について触れておく。

第1に、北村は北海道中核稲作地帯の中でも代表的な大規模稲作地帯に属しているが、戦前農業の基本は豆・雑穀を中心とする畑作であった。本格的な造田化が開始されるのは大規模な公共投資によって基幹用排水を始めとする土地改良事業が進展する1950年代以降であり、稲作経営の歴史は新しい。造田化は「高度経済成長」の中で急速に進むが、広く分布する高位泥炭土壌に代表される寒冷地的な自然条件、石狩川下流部という地理的条件によって加重される水害・冷害の頻発によって、造田化当初は限界地的な経営の不安定性を内包していた。こうした限界地的な性格は離農多発に繋がり今日の大規模稲作農家群を形成する規模拡大条件ともなったわけだが、各種土地改良事業等を通じて稲作生産基盤の改善が図られた現在においても、1980～83年の連続的冷害や1981年の水害にみられるように、なお対策を要する課題が多く残されている。

第2に、北村の農家が所属する農協は北海北村、岩見沢幌向、峰延、空知大富の4農協であり、しかも北海北村を除く3農協はいずれも岩見沢市・美唄市等にまたがっている。また、農業共済組合についても空知中央農業共済組合として近隣の5市町村を含んだ広域的組合となっている。したがって、特に農協と集落との相互関連を把握する場合には、各農協管内毎の分析が必要となるが、ここでは叙述の煩雑化を避ける意味で4農協の共通項に注目して分析を進める。なお、土地改良区に関しても北村の農家は北海土地改良区、岩見沢土地改良区の2つに属しているが、支線組合等の土地改良区組織は集落組織とは全く切り離されて形成されているので、今回の分析の対象外とした。

表 1 北村における部落会一覧

所属農協	部連 合 落会	消防分団	部 落 会 (農事組合)	世帯数			部班 落体 会制	所属農協	部連 合 落会	消防分団	部 落 会 (農事組合)	世帯数			部班 落体 会制			
				計	農家	非農家						計	農家	非農家				
空知大富	豊正	2	豊正 1	6	5	1	—	北海村	赤川	1	赤川 3	32	30	2	3			
			〃 2	21	7	14	2(1)				〃 4	16	16	—	—			
			〃 3	11	10	1	—				〃 5	52	—	52	5(5)			
			〃 4	28	18	10	2(1)				〃 6	23	23	—	—			
			〃 5	12	12	—	2				栄町	栄町 1	11	10	1	2		
			〃 6	9	9	—	—		〃 2			13	12	1	2			
			〃 7	22	18	4	3		〃 3			12	11	1	2			
			〃 8	10	10	—	—		〃 4			111	—	111	8(8)			
			〃 9	15	15	—	—		大願			4 ②	大願 1	14	9	5	3(1)	
			〃 10	28	28	—	3				〃 2		11	11	—	2		
北海村	豊里	3 ①	〃 11 { ① ②	22 { 16	6 16	—	3	〃 3		21	20		1	3				
			〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃		〃 〃	〃 〃		〃 〃	〃 〃	〃 〃			
			豊里 1	9	9	—	—	峰延		中小屋	4 ①		中小屋 6	21	21	—	4	
			〃 2	8	8	—	—		〃 1			14	14	—	4			
			〃 3	19	14	5	4(1)		〃 2			13	13	—	2			
			〃 4	8	8	—	—		〃 3			8	8	—	—			
			〃 5	23	18	5	4		〃 4			14	12	2	—			
			〃 6	13	10	3	2		〃 5			13	12	1	—			
	〃 7	18	18	—	3	〃 7	8		8			—	—					
	〃 8	19	—	19	2(2)	北海村	幌達布		6 ①			幌達布 1	21	14	7	2		
	北都	3 ②	北都 1	20	17			3		3(1)	〃 2	14	9	5	3(1)			
			〃 2	25	18			7		4(1)	〃 3	21	19	2	3			
	中央	5 ①	中央 1	14	14			—		—	岩見沢	幌達布	6 ①	〃 4	23	23	—	3
			〃 2	28	19			9		5(1)				〃 5	13	12	1	—
			〃 3	12	5	7	2(1)	〃 6	16	15				1	2			
	美唄達布	5 ②	〃 4	19	17	2	3	沢幌向	砂浜	6 ②	〃 7	11	8	3	—			
			美唄達布 1	18	16	2	3				砂浜 1	30	29	1	4			
			〃 2	13	13	—	—				〃 2	7	6	1	—			
	赤川	1	1	〃 3	11	11	—	—	砂浜	6 ②	〃 3	15	15	—	4			
赤川 1				24	14	10	3	〃 4			20	19	1	4				
〃 2				19	16	3	3				〃 6	17	15	2	2			

注) 消防分団の○中の数字は分団の班を示す。また、部落会班体制の()内の数字は非農家のみの班の内数を示す。

2. 集落組織の概要

北村における集落組織の基本的骨格は「部落会」「部落連合会」「地区公民館」によって形成されている。以下では、それぞれについての組織体制と運営についての概要を説明する。

1) 部 落 会

部落会の世帯数規模は6～32戸の幅があるが、農家を多数とする10数戸の集団というのが平均的な姿である（表1参照）。部落会は多くの場合複数の班から構成され、部落長と産業係、会計もしくは産業係・会計兼任に若干名の班長が加わり役員体制を組むのが一般的である。他に監査等の役員をおいている場合も散見されるが、総じて役員体制は簡素である。

部落会の運営は部落常会を中心として行なわれている。常会は毎月の月例会を基本とし必要に応じて臨時常会が開催されるが、年間の総開催回数は各集落とも15～30回におよんでいる。常会へは世帯主（代理の場合は妻）が出席するが、非農家が出席することは少ない。逆に農家の出席率は極めて高く毎回ほぼ全戸が顔を揃えるが、こうした出席状況の下で常会においては様々な議題をめぐる討議がなされ、役場や農協等からの連絡・取りまとめの多くもこの場で行なわれている。そのため、常会の開催場所である各部落管理の会館には各農家の印鑑が保管されている。

部落会では、常会以外にも新年会、春秋の地神祭・神社祭、中小河川・排水路の草刈、日帰りないし一泊の研修旅行、総会、忘年会といった年間行事が取り組まれる。これらの年間行事には農家世帯主ばかりでなく非農家や婦人、子供も参加する。また、各部落会毎には婦人会が組織されているが、婦人会も会長・会計等の役員をおき非農家を含めて月1回程度の会合を開いている。各種の連絡・取りまとめを行なうほか講習会等の独自の行事日程を組んでいる。

部落会活動の財源は部落会費や旅行積み立て金等の各戸負担金と村役場・農協等からの日当および助成金等である。負担金の徴収は非農家を半額にするといったように農家・非農家の区分が一般になされているが、「反別割」に基づく徴収方法は1事例が部分的に採用しているのみで経営内容による区別はされておらず、各農家が同資格で部落会財政に関与している。支出面では、常会・行事の会議費・飲食費、会館維持費、婦人会への助成、役員手当等に充てられるほか、各種の募金や外部団体への加入分担金の一括支払いも行なわれている。こうした部落会財政の基本点

では各部落会とも大差はないが、財政の収支の細目は相当個別差が存在しており、研修旅行や飲食費を「積み立て」にするか「その都度集める」といった点、あるいは村役場・農協等からの手当・助成金をどのように役員手当と部落会財政に配分するかといった点、それとの関連で部落会独自で役員手当をどの程度支給するか等、各部落会の財政はまちまちである。そのため農家負担金の徴収額も年額 5 千円前後から 6 万円まで大きな開きがある。

さて、部落会の運営責任は前述の役員におかれるが、役員選出は年末総会において行なわれる。任期は各集落とも 1 年で輪番制によって各戸ないし班毎の持ち廻りで役員を担当する場合が多い。ただし、部落長は後述するように農事組合長を兼務することから非農家が担当することはない。また、次に述べる部落連合会長の担当や部落会役員の年齢構成に配慮し、推薦制や選挙による選出方法を採用している事例も 2 割程度（11 集落）みられる。

部落会役員の任務は、会計が部落会財政の担当者、班長が各班所属世帯への連絡係であり、その他の大部分は部落長に集中する。部落長は部落会内では常会・行事の開催者であり、部落会館の管理責任者でもある。また、例えば部落内の葬儀の際には葬儀委員長を務める場合が多く、部落会代表者としての「顔役」的任務も要求される。さらに、対外的な連絡・取りまとめ事務のほとんどが部落長に集中し、渉外系の任務も一手に負っている。産業係はこのような部落長の補佐役であり、部落会内部の取りまとめ事務を中心に部落長の任務を部分的に肩代わりする。

以上のように、部落会の組織体制と運営の基本線は部落長への任務集中と常会中心の部落会運営という点に見出される。

2) 部落連合会

部落連合会は豊正、豊里等の字単位で組織された部落会の連合組織である。したがって、北村には 11 の部落連合会が存在し、3 つの非農家集落を含めそれぞれ 2 ～ 11 の部落会を抱えている。部落連合会の活動は、(1)各種選挙対策および役員派遣、(2)地区公民館活動への援助、(3)北村産業祭と村民運動会への取り組み、の 3 つがあげられる。このうち最も重要な活動は(1)であり、村民運動会の取り組みは「部落連合会の活動としてあえて残している」という程度の位置づけである。

部落連合会の組織体制と運営は地区毎にやや異なっているようだが、赤川連合会を例にとって具体的に説明しておこう。

赤川連合会の組織体制は役員会と総代から成る。役員会は赤川 1 ～ 6 の 6 部落会

の部落長・産業係（赤川 5 は事務局長）・会計の全員計 18 名で構成される。役員会には連合会長・副会長・会計がおかれ、各部落会の輪番制・1 年任期の連合会 3 役が選ばれる。つまり、当番となった部落会の部落長・会計が連合会の会長・会計を担当し、翌年の当番となる部落会の部落長が副会長を担当する。ただし、村役場職員や商店の多い赤川 5 部落会は連合会活動が選挙活動を含む等の事情から連合部落会の役員は担当しない。一方、役員会のメンバーのほかに、各部落会では 5 戸に 1 名の割合で総代が選出される（端数切り上げ）。赤川連合会では役員会および役員に総代を加えた総代会が各々年 3～4 回ずつ開催されるが、役員会では連絡事務等が行なわれ、地区代表者選任等の重要事項に関しては総代会で協議されている。

なお、連合会の主たる財源は各世帯からの負担金で、赤川連合会の場合 1985 年度約 23 万円の予算規模に対し農家 1000 円、非農家 500 円の割当で徴収されている。主要支出項目としては、総会費（10 万円）、村民運動会（4 万円）、産業振興祭（3 万円）、役員手当（3 万円）等があげられる。

3) 地区公民館

地区公民館は 9 つの地区を包括する 7 つの村有施設が建設されており、各地区公民館毎に部落会や部落連合会と異なる独自の活動が地区住民の運営・管理の下に行なわれている。地区公民館をもたない美唄達布と栄町においては地区社会福祉協議会があり、他の地区公民館と同様の活動を行なっている（表 2 参照）。地区公民館の活動領域は地区毎に大差はないが、組織体制や運営の詳細には異なる点もあるので、ここでも赤川地区公民館を例にとってみよう。

赤川地区公民館には社会福祉部、教養部、体育部の 3 つの部がある。まず、社会福祉部では敬老会の催し、花壇作り、グラウンド整備、地区内の長期療養者見舞（1 人 3000 円支給）、子供会育成等の活動が取り組まれている。教養部は七夕まつり、盆踊り、カルタ大会といった行事日程をもち、体育部では地区内の部落対抗ソフトボール大会等のスポーツの催しを行ない、村内の様々なスポーツ大会にも体育部を中心に地区単位で参加する。このように、地区公民館の活動は農家・非農家あるいは老若男女を問わず地区内の全世帯員を対象としたもので、活動内容も多岐にわたり、1984 年度予算は 121 万円と部落会、部落連合会の予算規模を大きく上廻っている。

赤川地区公民館の組織体制は、まず各部落会毎に 10 戸に 1 名の割合で総代が選ばれる。総代の中から公民館長・副館長・事務局長・事務局次長・会計・社会福祉部

長・教養部長・体育部長各 1 名と監事 2 名が選出される。これに 6 名の部落長を加えた計 16 名が公民館役員を構成する。また、3 つの部には各部落会および各部落婦人会と、地区青年団・老人クラブ・子供会育成会から選ばれた 10～12 名ずつの部員があり、部会も適宜開かれている。以上の総代・役員（部落長を除く）・部員の任期はいずれも 2 年で、公民館の議決機関である総会はこちら総代・役員・部員が出席し年 1 回開催される。

表 2 地区社会教育関係団体

部 落 連 合 会	地 区 公 民 館 (社会福祉協議会)	老 人 ク ラ ブ	子 供 会	青 年 団	小 学 校 区
豊 正	豊 正	寿 会	豊 正	豊 正	豊 正
豊 里	豊 里	喜 楽 会	豊 里	二 区	北 村 中 央
北 都	共 栄	喜 楽 会	共 栄	中 央	
中 央					
赤 川	赤 川	長 栄 会	赤 川	赤 川	
栄 町	(栄 町)	一 二 三 会	栄 町		
美 唄 達 布	(美唄達布)	亀 鶴 会	美唄達布	白 樺	幌 達 布
幌 達 布	達 布 町	い ろ り 会	幌 達 布		
砂 浜	砂 浜	長 生 会	砂 浜	砂 浜	砂 浜
大 願	東	長 寿 会	東	東	東
中 小 屋					

なお、赤川地区公民館財政は農家 5000 円、非農家 2500 円の負担金と教育委員会、村社会福祉協議会、村体育協会からの助成金によって賄われ、支出の大半は社会福祉・教養・体育の 3 部が取り組む事業に支出されている。

以上部落会、部落連合会、地区公民館の概要をみたが、各組織が独自の活動領域を有していることがわかる。また、部落連合会、地区公民館は役割分担をもちながら部落会の範囲を越える活動領域を担っているが、いずれも部落会を単位とした組織体制をとっていることが指摘される。上では赤川地区の事例に基づいて説明を加えたが、部落会を基礎単位として部落連合会、地区公民館活動が展開している点では、他の地区においても全く同じ状況にある。

北村における集落組織は、かような部落会、部落連合会、地区公民館によって基本的骨格が形作られ、さらに表2に示したような子供会、青年団、老人クラブ等の各層別の地区組織によって「肉付け」され、それらが総体として多面的な活動を展開しているのである。

3. 行政組織の末端単位としての集落

ところで、北村における集落組織は制度上あくまで住民の自主的な申し合わせ団体であり、部落会・部落連合会・地区公民館のそれぞれの長は村行政当局から任命・委嘱を受けているのではない。つまり、明確に村行政組織の機構に組み込まれているわけではない。しかしながら、以下に述べるように、村行政当局は様々な行政活動の場面において集落組織を利用しており、集落組織は実質的に行政組織の末端単位として位置づいている。

まず、部落会と村行政当局との関係についてみてみよう。

両者の間の日常的なパイプ役を果すのは部落長である。役場から部落長への連絡は文書を通じてもなされるが、重要事項の伝達や取りまとめ依頼等に関しては「部落長会議」を通じて図られる。部落長会議は年間数回（1985年は7回）開催されており、この会議への出席率は極めて高い。部落長以外にも村行政当局とのパイプ役として各部落会に納税貯蓄組合長（納税推進・督励）・統計調査員、部落婦人会に衛生推進員（集団検診等の連絡）がおかれており、村役場の担当部局が名簿を把握している。しかし、これらのパイプ役を通じた行政活動の連絡・取りまとめ事項の多くは部落長会議でも報告されており、村役政当局と部落会とのパイプは行政の全分野に亘って部落長に集中している。また、部落会は様々な行政外郭団体と関わりを持っているが、この場合にも部落長は「北村体育協会評議員」・「自衛隊協力会評議員」・「石狩川水系北村地内治水事業促進期成会協力員」といったように、各種の連絡や協力費等の徴収を行ない、同時にそれらの組織役員の一員をも構成している。さらに、村行政当局と部落会の関係は部落長を通じた部落会への施策浸透にとどまらない。中小河川・排水路の草刈りや生活道路の圧雪作業を各部落会が実施しており、村役場では対応しきれない領域を部落会が肩代わりするという場面も存在する。

このように、村行政当局は多面に亘って部落会を利用しており、その「見返り」として部落会に交付金および草刈り・圧雪作業に対する日当を部落長を通じ現金・

手渡しで支給している。また、趣旨は異なるものの納税・水道料金・国民健康保険料の完納奨励金も、実質的には部落会による行政事務に対する助成として、同じく部落長を通じて部落会に支給されている（表 3 参照）。

表 3 部落会、農事組合、地区公民館への日当・助成金等支給状況（1985 年）

支 給 団 体	支 給 項 目	金 額	支 給 方 法
村 役 場	部 落 会 交 付 金	16000円 + 800円 × 戸数	部落長へ現金手渡し
"	圧 雪 作 業 日 当	年間 m 当り 76円	"
"	排 水 草 刈 日 当	1 人 1 日 600円	"
"	河 川 草 刈 日 当	1 戸 当り 600円	"
"	納 税 完 納 奨 励 金	納期内納入額 × $\frac{20}{1000}$ + 50円 × 戸数	"
"	水道料金納入奨励金	納期内納入分の基本料金 × $\frac{3}{100}$	"
"	国民健康保険料納入奨励金	被保険者 1 人 当り 300円	"
教 育 委 員 会	地区公民館運営活動費 補 助 金	運営費175万円、活動費140万円を 7 館に配分、その他 2 地区社会福祉協議会へ各15万円	公民館預金口座振込
農 協 (北海北村)	購 売 事 業 推 進 費	20000円 + 4000円 × 戸数	農事組合預金口座振込
共 済 組 合	共 済 連 給 員 手 当	1 戸 当り 600円	部落長組勘口座振込

次に、部落連合会と村行政当局の関係だが、連合会長は前述のように各部落長の中から選出されているので、「部落連合会長会議」といった連絡・協議の場は特に設定されていない。部落連合会単位での行政施策としては北村産業祭・村民運動会の開催への協力と年 1 回開催される「行政懇談会」があげられるが、これらの行事に関する連絡は制度的には部落長会議を通じて行なわれることになる。しかし、例えば村民運動会の地区代表選手選考や行政懇談会の会場設営等の連絡は部落連合会長を窓口に行っているし、水害をはじめとする災害時には村役場に設置される対策本部が部落連合会長と連絡をとり、部落連合会と各消防分団が連携をとって実際の救援活動にあたることになる。

村行政当局が部落連合会長を把握する必要性は上記の事情に加え、各種の委員・役員の選出を依頼する上でも生じてくる。すなわち、部落連合会を単位に、村行政当局と直接関りをもつ「水道運営委員」「民生児童委員」「社会教育委員」「行政

改革推進委員」「結婚相談員」、行政外郭団体を構成する「社会福祉協議会評議員」「体育協会理事」「防犯協会理事」「石狩川水系北村地区内治水事業促進期成会理事」「交通安全指導員」といった委員・役員が選出されている。特に「行政改革推進委員」「社会福祉協議会評議員」については、部落連合会長自身がその任に付くという規定になっている。

なお、部落連合会に対しては、村行政当局から交付金や日当は支給されていない。

地区公民館は社会福祉・社会教育分野の活動が中心となることから、村行政当局との関係は教育委員会と行政外郭団体との連絡体制が実際の問題となる。これらの多くは村行政組織の中でも村長の直轄部局の管轄から外れるため、地区公民館との連絡事務の大半は地区公民館長を直接の窓口としており、募金や加入分担金の取りまとめ等部落会との連携を要する事項を除いては部落長会議で報告されることは少ない。地区公民館からは館長が「公民館運営審議会委員」として北村中央公民館が全村を対象として行なう社会福祉・社会教育活動の運営に携わるほか、「体育協会理事」「社会福祉協議会理事」等を選出・派遣し行政外郭団体役員の一員を構成している。また、年2～3回の各地区公民館の3役が教育委員会から招集され、地区公民館活動の交流や各館の連携について協議をしている。その他、教育委員会が主催する「移動公民館講座」（年間2～3回）「婦人学級」（年間5回）が各地公民館で開催され、教養・趣味・家政・農業等に関する講習会・講演会が行なわれている。こうした行事の開催は教育委員会が地区公民館長と連携をとって実施している。教育委員会は、各地区公民館に対し運営費・活動費に分け地区公民館の面積と世帯数を勘案して平均約45万円の補助金を支給しており、地区公民館をもたない美唄達布・栄町の両地区社会福祉協議会に対しても各15万円の補助金を支給している。また、社会福祉協議会と体育協会も加入分担金を徴収する一方、地区公民館・地区社会福祉協議会に対し数万円の助成金を支給している。

4. 農協組織の末端単位としての集落

北村における部落会は農協との関係では農事組合となり、部落長は農事組合長を兼ねている。すなわち、部落会と農事組合が分離しておらず、非農家を除けば部落会はそのまま農協組織の末端単位となる。そして、この点に関しては、北村の農家が所属する4農協は全く同じ状況である。以下では、北村の農家の過半数が所属（32農事組合）する北海北村農協を例にとって農協と農事組合の関係をみることにし

よう。

まず、農協と農事組合の日常的な連絡・取りまとめは農事組合長を通じて行なわれている。種苗・肥料・除草剤・その他生産資材の予約取りまとめや営農計画書の配布等、農事組合長が扱う事務量は多い。産業係は農事組合内での取りまとめ事務を分担するが、農協は各農事組合の産業係を把握しておらず、農事組合の窓口としてはあくまで農事組合長を通じることになる。ただし、生活用品の共同購入に関しては各農事組合に配置されている「農協婦人部評議員」が取りまとめを行ない、また屑米出荷に関しても字単位で組織されている農協青年部の支部が一元集荷を推進している。

農事組合長への連絡は文書連絡もされているが、先の部落長会議と同様な「農事組合長会議」を通じて周知徹底される。農事組合長会議は通常の年であれば、1月（水田利用再編対策割当配分、種粍予約、年間事業方針、3月通常総会日程、決算見通し等）、7月（小麦の出荷・受入、6月部落懇談会での要望事項への回答、水稻防除等の営農対策等）、8月（米麦改良推進員との合同会議、米の出荷等）、12月（年間の反省、営農計画書配布、肥料予約、制度資金申込み等）の4回開催されている。この会議への出席率も極めて高く、毎回全員が揃う。

次に、農協と農事組合の接点は農事組合長を通じた日常的連絡体制だけではない。各農事組合毎に農協が組合員を招集する「部落懇談会」が2月と6月の年間2回開催されており、農協の年間行事の重要な一環として位置づけられている。すなわち、2月の懇談会では3月通常総会に提出される議案書の事前説明として決算・次年度事業計画が提示され、組合員との討議が行なわれる。また、6月の懇談会では、水稻を中心とする夏期営農対策、米価運動をはじめとする農政活動の取り組み、農協事業全般に亘る意見・要望等について報告・討議され、同時に政府売渡米および他用途米の予約売渡契約がなされる。部落懇談会の開催にあたっては農協側は役員2名と幹部職員1名を組として6班を編成し、1会場2～3時間（午前1会場、午後2会場）のペースで2日間かけて32農事組合を巡回する。部落懇談会への出席率は組合員数の90%前後に達しており、経営主のみならず婦人や後継者の組合員も多く出席している。

こうした部落懇談会については各農協とも位置づけの差はあれ年1回は実施しているが、北海北村農協では各農事組合単位に「営農指導補助員」を置いており、この点が他の3農協と異なる特徴である。これは農協の営農指導事業の不充分点を補うために、各農事組合における営農指導員を養成する目的でつくられた制度で、農

事組合から1名の推薦を受け3年間継続で年間4回程度の各種研修を受けるというシステムである。ただ、実際には農事組合内で営農指導員としての役割は果しておらず、個人研修の場としての意味合いが強いようである。むしろ、営農指導補助員は米麦改良推進員を兼任しており、農事組合においては出荷荷札の確認者として独自の役割を有している。

こうして農事組合は農協組織の末端単位として機能しているが、農協からは農事組合に対して「購売事業推進費」との名目で活動助成費が支給されている。また、農事組合長への手当は支給されていないが、7月の農事組合長会議を1泊の慰安旅行とし費用を農協が負担、12月の農事組合長会議では数千円相当のおみやげを手渡すことで、農事組合長への謝礼に代えている。

一方、農協は部落連合会長の名簿も把握している。部落連合会と農協との日常的繋がりほとんどないが、農協役員選出に際しては部落連合会長との連絡が生じるからである。すなわち、北海北村農協の場合、理事11名・監事3名の役員定数を3つの選任区に振り分けており、同じく各選任区に振り分けた計14名の推薦委員による推薦会議が役員候補者を推薦し通常総会で承認を得るという手続きをとる。推薦委員の選出も総会で承認を得るわけだが、推薦委員の指名は部落連合会が行っており、農協役員候補者も実際には部落連合会で予め人選している。3つの選任区はそれぞれ複数の部落連合会を含んでいるが、農協役員定数と推薦委員定数は選任区の中でさらに各連合会単位に振り分けられているのである。こうしたことから、例えば同じ部落連合会内の農事組合が北海北村農協と岩見沢幌向農協の2つの管内に分かれて所属する幌達布地区では、部落連合会の会長と副会長を2つの農協管内に振り分けており、両農協に対し部落連合会の意思を代表しうるような対応をとっている。

5. 集落構造の特質

さて、北村における集落組織を、組織体制と運営、行政組織・農協組織の末端単位としての位置と機能といった観点からみてきたが、これまでの観察をふまえて集落構造の特質を整理しておこう。

第1は、集落組織と外部諸組織との関係を構成面からみた集落の構造的特質で、いささか強調すれば北村の地域社会が集落組織を基礎単位として形成されているという点である。行政当局と農協は部落会（農事組合）、部落連合会、あるいは地区公民館との繋がりを有していたが、こうした事情はこれまで触れなかった団体について

も全く同様である。空知中央農業共済組合は部落長を共済組合連絡員としており、損害調査員も部落会単位にしている。全農家加盟の農民運動組織である北村農民協議会の執行委員は連合部落会単位に選出されている。さらに、農業（生活）改良普及所の指導も基本的には部落会を単位に行なわれている。しかも、各団体との連絡体制の接点が集落組織にあるというばかりではない。行政外郭団体の役員体制は多くの場合集落組織からの派遣代表者で構成されているし、農協役員選出も部落連合会で行なわれている。公選制の村議・農業委員についても状況は変わらず、行政・農協等の事務組織を除けば、地域諸団体の役員構成は各地区の集落組織からの派遣代表者に占められている。地域社会はさながら集落組織連合会の観を呈しているのである。そして、かような集落組織の最も基礎的な単位として部落会が位置づいていることは既にみた通りである。

第2は、集落組織と外部諸組織との関係を機能面からみた場合の特質であり、両者は単純な上意下達関係やライン・スタッフの関係にあるのではなく、相互補完的ないし相互依存的关系にあると考えられる。これまでの観察を通じ、集落活動の領域がいかにか多面的であり、部落長（農事組合長）の任務がいかにか多大であるかを感じざるをえない。村行政当局や農協はフルに集落組織やその代表者を利用しているわけだが、それを行政当局・農協の一方的利用としてのみとらえることは誤りであろう。例えば部落長会議・農事組合長会議における極めて高い出席率は、かような一方的利用関係から生じるものではなく、農家・住民側に外部組織との強い結合関係を必要とする事情があるからこそ維持されているものとみられる。それは、石狩川下流に位置する水害常襲地帯でありしかも北海道でも有数の豪雪地帯、また大規模稲作地帯であるがゆえに人口密度が低くかつ散居制集落、加えて離農の多発による過疎地帯等々の生活・営農をめぐる環境条件の劣悪性と切り離せない問題であろう。一例をとると、「高度経済成長期」に急速に進行した造田化は畑作から稲作への営農転換であると同時に治水対策としての意義を有していたが、石狩川という大河川開発を必要とする限り集落的対応をはるかに越えた広域的対応とならざるをえない。したがって、農家・住民は環境の維持・改善のために外部諸組織へ強く依存せざるをえないわけだが、こうした状況は造田化を終えた現在もなお治水対策・雪害対策等々の様々な場面で残されている。一方、村行政当局や農協等の外部諸組織の観点に立てば、北村の地域的環境条件は、1つに、環境改善に要する多額の施策投資にみあう財政力の欠如、2つに、行政・経済施策を実施する上での散居制・過疎等に起因する施策効率の悪さ、に繋がっていく。そのため、国・道への財政的依

存を強めつつ、他方では集落組織に対しても依存せざるをえない側面をもつ。このように、集落組織と外部諸団体との関係は基本的（本来的）には相互補完、相互依存関係であり、両者の結合関係の強さは北村の地域的な環境条件に大きく規定されたものとみなされる。

第3は、集落組織の内部構造における特質であり、大規模専業稲作農家としての同質性に基づく結合関係として集落組織が組織・運営されている点である。前述のように、部落長は部落会代表者として様々な任務が集中しているが、それは特定個人への権限集中を意味しない。部落会においては常会中心の運営がなされ、部落長は常会の意思の代弁者にすぎない。また、部落長への任務集中は「年間の役場・農協等での会議出席日数が30日以上におよぶ」（某部落長）状況だが、輪番制等の方法によって集落構成員が何年かに1度は担当し均等に負担するものとして認識されている。したがって、「部落長に当たった年は農外収入が大幅に減る」（同上）ことになるが、逆にいえば1年程度の農外収入の減少は許容範疇という程度の農外就業状況であり、またかような大規模専業稲作農家群であるがゆえ毎月数回の常会を中心とした運営が可能となるのであろう。

こうした大規模専業稲作農家による集落の構成は、農業経営面での同質性に立脚して外部諸組織が部落長を通じ集落として農家・住民を把握することを可能としている。例えば、農業改良普及所が部落懇談会を基本として営農指導を実施していること等は典型であろう。このことは、集落の構成員の中で少数派となる非農家、零細兼業農家、酪農家といった異質の構成員は部落長等の集落代表者として外部諸組織とのパイプ役とはなりえないことを意味する。事実、ほとんどの部落会では部落長の輪番からこれらの世帯を除外しており、部落連合会の会長も非農家集落を除外して農家集落だけで担当している。さらに、第1に指摘した点と関連して村議の構成をみると、16名の村議のうち15名が稲作農家であり、かつそのほとんどが現在も経営主として農業に従事していることが指摘される。北村の世帯数1,132戸（1985年国勢調査）に対し農家数852戸（1985年センサス）であるから、村議の構成は農家出身者にウェイトが傾いているといえよう。それゆえ、集落が構成員の対等平等の結合関係として組織・運営されており、またかような集落組織を基礎単位として地域社会が形成されていたとしても、あくまで大規模専業稲作農家としての同質性の範囲という限定付きであることに注意する必要がある。

近年北村における水田利用再編対策の実施面積はやや減少しているが、1985年実績でも水田面積の30%に達しており、水田利用再編対策に対する取り組みが北村農業の直面する最重要課題であることに変わりはない。しかも、従来転作面積の30%前後を占めていた土地基盤整備事業の施工面積が、事業計画が完了に近づいたことにより大幅に減少し、個々の農家に対する転作割当配分は実質的に現状維持ないしやや強化されているのが実態である。

水田利用再編対策を進めていく際に、まず問題となるのは、国→道→支庁→村という順序で配分された転作割当面積を個々の農家にどのようにして配分するかという点であろう。北村では、村、議会、各農協、農業委員会、農業改良普及所等の農業関係団体の代表によって構成された「水田利用再編対策協議会」が設置されており、ここでの討議を経て転作面積、他用途利用米、政府売渡米予約限度数量の割当配分基準が作られる。この基準に基づいて村役場の担当部局が個別農家に対する仮配分を行ない、前述の部落長会議において提示する。さらに仮配分をめぐって部落会単位に調整が図られ、割当数量の消化や転作圃場の団地化について部落間での調整が必要な場合は、各農協単位での調整に委ねられる。

このように、水田利用再編対策の割当配分においても、村行政当局——部落長（農事組合長）——農協という既存の施策浸透機構が用いられている。その必然的な結果として、部落会内部で割当配分は、「部落会内部で転作割当面積（他用途利用米数量）をどのように消化するか」あるいは「団地化を行なうために（加算金を上積みするために）いかなる作物をどの圃場に作付するか」といった観点から行なわれていることに注意したい。

一方、冒頭に述べたように、近年北村において米麦を中心とした生産組織での機械・施設の大型化、野菜・ビートに関する生産組織化、生産組織間の連携といった新たな動向が見出される。この場合、生産組織は集落構成農家の全体を含むものではないことから、生産組織加入農家と非加入農家との間には、機械・施設装備や栽培作物の差異に起因する、技術上の差異、資材調達・出荷対応上の差異等が連鎖的に発生することになる。つまり、大規模専業稲作農家という点での同質的基盤が揺ぎつつあることを推測させるのである。そして、こうした集落の内部構造の変化は、集落組織と外部諸組織との相互関係の態様を変化させていく契機をも含むことになり。例えば、生産組織をめぐる近年の動向を背景には、水田土地利用高度化への

強い志向が存在するが、その動きが生産組織による機械・施設の共同利用や共同作業との結びつさを強め個別的土地利用の枠を越えるものとなれば、当然に上述のような部落会を単位とした水田利用再編対策の割当配分の方式とは矛盾を生じてくる。

われわれが今後の研究課題として予定している集落組織と生産組織の機能的関係の分析は、本稿で示した大規模専業稲作農家群としての同質性の上に立脚する集落の構造が、生産組織化に伴う異質的要素の発生によりどのように変化するかを、両者の対立的局面と相互補完的局面を具体的に把握することを通じ検証するものとなる。